

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第2回 個人番号・法人番号

NTTデータ経営研究所
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント

松川 あゆみ

本連載の第1回では、社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」）の全体像を示した。

番号制度の「番号」には、個人に付与される「個人番号」と法人に付与される「法人番号」が存在する。連載第2回となる本稿では、今後金融機関が「番号」を利活用するうえでキーとなるこれら二つの番号について解説する。

個人番号

個人番号は、年齢、性別、国籍を問わず、住民票を有する者全員に付番される番号であり、「マイナンバー」とも呼ばれる。一人一番号で重複がないように

付番され、住所変更等があったとしても基本的に番号は一生変わらない。このため、個人番号に紐づく個人情報や個人番号を目的として不正利用されるおそれがある。この対応として、漏洩等により不正利用される可能性があると市町村長が認めるときは、変更が可能とされ、安性を担保している。

契約時、契約変更時などに個人番号で本人確認を行う際には、盗難によるなりすましリスクがあるため、通知カードの提示だけでは本人確認は完了せず、身元（実在）を確認するために自動車運転免許証などの補完エビデンスが必要となる。また、希望者に対しては、住民票をおく市町村で所定の手続を行うことで「個人番号カード」が交付される。この個人番号カードは通知カードと引換えて交付されるため、同時に所持することはできない。個人番号カードは、券面に個人番号と基本4情報、本人の顔写真が記載されるもので、単体が番号法上の本人確認が可能となる。

個人番号カードのトピックスとしては、2014年6月24日に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」の工程表改定案に追加された、個人番号カード普及促進案があげられる。これは暮らしに関係する公的サービスおよび国家資格等の資格の証明に係るカード類（健康保険証、国家資格、公務員資格など）を個人番号カードに集約するもので、16年1月の個人番号カード交付開始以降、順次一元化を行うとされている。

また、個人番号カードの普及のために、初回交付時に個人の費用負担を生じさせないことが検討されている。なお、印鑑証明カードや施設利用カード等の個人番号カードへの集約については、市町村によって独自に推進される予定である。

個人番号の利用と注意点

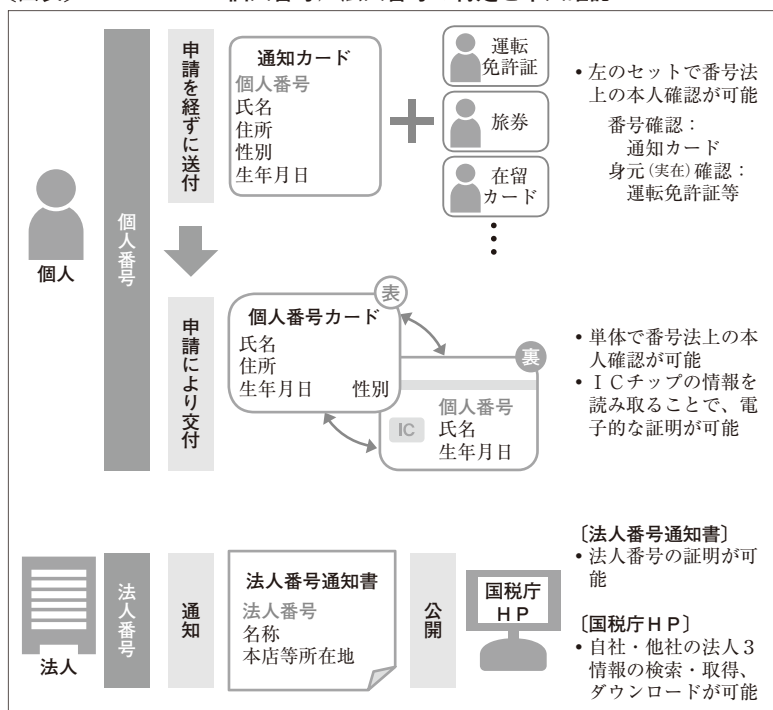
個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」といい、法令で定められた目的以外での要求・取得・保存等が禁止されている。先に述べたとおり、個人番

号は個人に関するさまざまな情報の紐付けを可能とするものであるため、流出した場合のインパクトは大きい。金融機関では取引の際に本人確認書類のコピーの取得や、イメージワークフローシステムでスキヤンするなどの業務が多数あるが、個人番号が記載された書類の取扱いに関しては、免許証や保険証、住民票などに比べて、より一層の配慮が必要となろう。業務マニュアルやイメージワークフローの仕組みの番号制度対応が求められることになる。

法人番号

一方、法人番号は、国の機関および地方公共団体、会社法そのほかの法令の規定により設立の登記がされた法人、その他法令・政令で定められた一定の要件に該当するものに対して付番される。一法人に対し一番号であり、支店や事業所等ごとには付番されない。法人番号の通知は、15年10月以降に国税庁長官から書面（法人番号通知書）にて行われる予定である。個人番

〔図表〕 個人番号／法人番号の特定と本人確認



号のようなカードは存在しない。また、国税庁のホームページにおいて、「3情報」と呼ばれる法人番号、商号または名称、本店または主たる事務所の所在地が公開され、ダウンロード機能も用意される予定であり、自ら取引先の法人番号等をこれ

法人番号の利用

で確認することが可能となる。法人番号は個人番号とは異なり公開データであるため、利用範囲に制限はない。民間企業による法人番号利用については、

すでに独自の法人コードを割り振りしているため、わざわざ法人番号に置き換える必要がないという声も聞かれるが、実は企業にとつてのメリットはある。二つの観点から例示する。

●中長期的なシステムメンテナンスコストの削減

最新の3情報が紐付けられているため、社内の取引先マスターデータの商号変更や所在地変更等の最新化にかかわるメンテナンスコストが軽減される。

●システム活用領域の拡大

法人番号を共通で使用することにより、グループ会計や関連サプライヤーとのシステム共同化が容易になる。また、今後トレンドとなるオープンデータも法人番号をキーとすることが想定される。外部データ活用と分析による競争力確保のためにも、法人番号への置換えは有効な手立てといえよう。

* * *

今回は番号の定義と利用上の注意点等について概観した。次回は、番号制度導入の民間事業者へのインパクトを中心に解説する予定である。